

◎新潟県告示第498号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

寝屋（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を昭和56年新潟県告示第1035号で指定した寝屋急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

村上市寝屋

字寝屋平

188番1 1号、2号及び3号

105番1 4号

99番 5号